

教学半也

令和6年4月30日

No.2

よりよい授業づくりを
目指す全ての読者対象

4月9日 授業づくり研修会プレ

つなげよう ひろげよう

つながる安心 ひろがる思い



南信教育事務所では、授業づくりの基礎基本を学びたい臨時的任用教員や経験年数3年程度の先生方を対象に、今年も『授業づくり研修会』を開催します。5月からの研修会に先立って行われた研修会プレでは、参加者同士が不安や悩みを共有したり、指導主事から授業づくりの参考になる資料を紹介したりしました。

参加者の声



初めて教師となったA先生

明日からの授業をどうしようかと悩み参加しました。紹介された授業づくりの資料で初めて見たものもあったので参考にしたいです。



教科一人配置のB先生

学校で担当教科が一人だけなので相談できる場があればと参加しました。悩みや不安を共有できる機会にもなり、少し心が軽くなりました。



異校種に赴任したC先生

新たに赴任した学校で、より専門性の高い教材研究の必要性を感じています。具体的な指導方法も聞くことができよかったです。



昨年度も参加したD先生

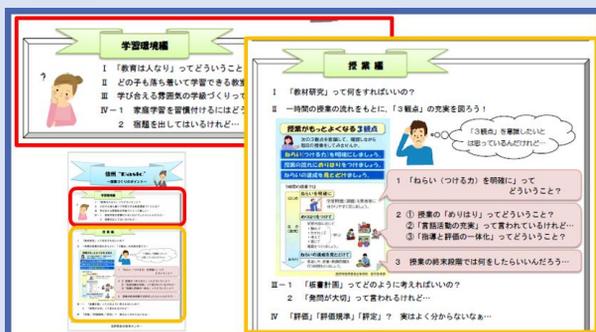
昨年初めて参加し、同じ思いをもった先生方との出会いに刺激を受けました。画面越しですが顔を合わせることができ嬉しかったです。

【研修会で紹介された資料の一部】

信州Basic
「学習環境編」「授業編」

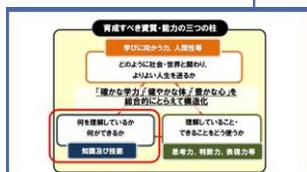


NITS (教職員支援機構)のホームページ



第1回研修会 予告

今後の展開①



ねらいを明確にした授業構想をすることを目標に、模擬授業や教科別の演習を通して学んでいきます。学校宛にお送りした開催要項に沿ってお申し込みください。

※申込締切は、5月9日(木)です。校長先生、教頭先生に相談し、お申し込みください。

授業づくりについて 一緒に考えませんか

令和6年度 諏訪・上伊那地区授業づくり研修会（臨時的任用教員研修会）年間要項

長野県教育委員会事務局 南信教育事務所

- 1 ねらい 教育公務員の責務や心構え、学習指導及び生徒指導等の研修をとおして、教員としての使命の自覚と職務能力の向上を図る。
- 2 主催 長野県教育委員会事務局 南信教育事務所
- 3 対象 諏訪・上伊那地区の小学校、中学校、特別支援学校の臨時的任用教員
採用年数3年程度の教員で希望する者



4 研修概要

	期 日	※2会 場	内 容
プレ	※1 4月16日(水)	オンライン	1 情報交換会 ・スタートに当たっての不安や悩み等についての懇談 2 授業づくりのスタート ・授業づくりの参考になる情報の提供
第1回	5月15日(水) 14:00~16:45	伊那合同庁舎	1 教員としての基礎（教職員としての姿勢・心構え） 2 授業づくりの基礎Ⅰ ・ ねらいを明確 に、めりはりをつけて、ねらいの達成を見とどける授業について考える①
	5月17日(金) 14:00~16:45	諏訪合同庁舎	3 教科別演習（グループ懇談含む） ・持参した授業構想シートを基に教科ごとに構想 ・日頃の取組や悩み等についての情報交換
第2回	6月18日(火) 14:00~16:45	伊那合同庁舎	1 授業づくりの基礎Ⅱ ・ねらいを明確に、 めりはりをつけて 、ねらいの達成を見とどける授業について考える②
	6月17日(月) 14:00~16:45	諏訪合同庁舎	2 教科別演習（グループ懇談含む） ・持参した単元・授業構想シートを基に教科ごとに構想 ・授業づくりの取組や悩み等についての情報交換
第3回	8月20日(火) 9:00~11:45	伊那合同庁舎	1 授業づくりの基礎Ⅲ ・ねらいを明確に、めりはりをつけて、 ねらいの達成を見とどける 授業について考える③ 2 教科別演習 ・2学期に実践したい単元・題材について教科ごとに構想
第4回	11月18日(月) 14:00~16:45	伊那合同庁舎	1 授業づくりの基礎Ⅳ ・ 授業のユニバーサルデザイン化 について考える
	11月19日(火) 14:00~16:45	諏訪合同庁舎	2 教科別演習 ・これから実践したい単元・題材や、これまでに行った授業の振り返りから来年度に向けた授業を教科ごとに構想

※開催期日、会場とも、参加者の所属地区に関係なく、都合の良い方を選んで参加していただけます。

5 その他

- (1) 各開催日の1か月前を目途に、各校に開催要項をメール配信します。参加希望者は学校長の許可を得て、その都度Googleフォームに必要事項を入力し、申込期日までにお申し込みください。
- (2) 旅費については、県費の常勤講師については、県の旅費より支給します。市町村費の臨時的任用教員は、学校長を通して市町村（組合）教育委員会と相談してください。
- (3) 授業づくり研修会参加後に要望があれば、学校訪問をし、実践を通して支援を行います。

(問合せ先)

担 当 南信教育事務所 学校教育課
宮坂、垣内

電 話 0265-76-6860

メール nanshinkyō-gakko@pref.nagano.lg.jp

年4回の機会を活用し、一緒に学びを深めましょう！



『令和6年度 教育課程編成・学習指導の基本』（通称：青本）PART I

皆さんは、青本を知っていますか。長野県教育委員会では、授業改善に取り組まれる先生方の一助となるように、「教育課程編成・学習指導の基本」を作成し、各学校に配付をしています。今回は、本県が目指す目標について抜粋して掲載します。

I 教育課程・学習指導改善の指針

1 目標

令和5年度、本県では、第4次長野県教育振興基本計画を新たに策定し、目指す姿を「個人と社会のウェルビーイングの実現～一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探究県」長野の学び～」と据えました。

第4次長野県教育振興基本計画

目指す姿

個人と社会のウェルビーイングの実現
～一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探究県」長野の学び～

柱

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる	一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる	生涯にわたり誰もが学び合える地域の拠点をつくる	文化芸術・スポーツの身近な環境を整え、共感と交流が生まれる機会をつくる
---------------------------	-----------------------------------	-------------------------	-------------------------------------

また、現行学習指導要領（平成29年告示）は以下のような考え方をもとに改訂されています。

現行学習指導要領の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を確実に育成し、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携・協働する「社会に開かれた教育課程」を重視
- 知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成
- 道徳教育、体験活動、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成

県教育委員会では、これらを踏まえ、令和6年度の学校教育における教育課程・学習指導改善の目標を以下のように設定し、目標実現のために目指したい学びの改革の姿と具体的な取組の重点を据えました。

令和6年度 教育課程・学習指導改善の目標
一人の子供も取り残されない「多様性を包み込む」学びの推進

重点1
資質・能力の育成に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
「探究する授業」

〈目指す学びの改革〉
子供たちが主体的に学び、仲間と共に解を導き出す学びへの転換

重点2 カリキュラム・マネジメントの充実による教育活動 「共創する教育課程」	重点3 家庭や地域社会との連携・協働 「つながる学校」
--	---

目標

一人の子供も取り残されない「多様性を包み込む」学びの推進

子供の多様化が進む今日、「一人の子供も取り残されない『多様性を包み込む』学び」を進めることは学校教育の根本であり、全ての子供たちの資質・能力を最大限育成することは私たち教員の使命です。そのためには、育成を目指す資質・能力を明確にした上で、子供の興味・関心、認知や発達特性等を踏まえ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供するとともに、子供たちが学ぶ意欲を高め、自分なりの学び方を身に付け、やりたいことを深められる教育を実現できるよう取り組むことが大切です。

また、中央教育審議会『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年1月）では、「児童生徒が多様化した学校が様々な課題を抱える中であっても、義務教育において決して誰一人取り残さない、ということ徹底する必要がある。」と記されています。

これらのことから、「一人の子供も取り残されない『多様性を包み込む』学びの推進」を目標としました。

次に、「目指す学びの改革」についてです。本県では、学校の教育活動を進めるにあたって、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むことを目指してきました。

〈生きる力〉

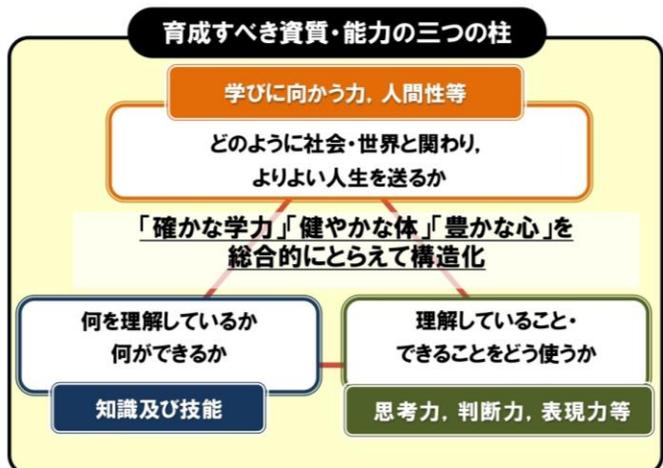
基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力

（平成8年中央教育審議会答申）

今次学習指導要領改訂では、複雑で予測困難な時代の中でも、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、子供たちに「生きる力」を育成することが重視されました。

そこで、現行の学習指導要領では、「生きる力」がより具体化され、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力が三つの柱で整理されました（右図）。これらの資質・能力が偏りなく育成されるためには「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が必要です。

一人の子供も取り残されることなく、全ての子供に「生きる力」を育むために、一斉一律の教育活動から脱却し、子供たちが主体的に学び、仲間と共に解を導き出す学びへの転換を一層進めていかなければなりません。



〈目指す学びの改革〉

子供たちが主体的に学び、仲間と共に解を導き出す学びへの転換